令和 4 年度第 2 回静岡県発達障害者支援地域協議会 議事録 令和 5 年 3 月13日 (月) 13時25分~15時10分

<事務局>

皆様お集まりのようですので、定刻より少し早いですが、ただ今から「令和4年度第2回 静岡県発達障害者支援地域協議会」を開会いたします。

それでは協議会の開会にあたり、県障害者支援局長の森岡から御挨拶申し上げます。

く森岡局長>

みなさんこんにちは。障害者支援局長の森岡でございます。本日は、御多忙のところ今年度の第2回目の静岡県発達障害者支援地域協議会に御出席いただきありがとうございます。 また、皆様には日頃より医療、保健、福祉、教育、労働などそれぞれのお立場において、県の障害福祉行政に御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

本協議会は今年度第2回の開催となりますが、集合での開催が令和3年3月以来2年ぶりとなります。お話ししやすい環境かと思いますので、これまで以上に活発に御議論いただければと思いますのでよろしくお願いします。本日は、発達障害者支援センター事業について御協議いただきます。発達障害者支援センターは令和3年度から県内2箇所体制ということで、民間法人への運営委託により県民の皆様により身近な場所で、より専門的な支援を提供出来る体制を目指して現在取り組んでいるところです。本日は各センター長から、今年度の取組それから次年度以降の方向性について御報告をいただきます。委員の皆様から幅広い御意見をいただきまして、今後の事業展開などに反映させたいと考えておりますのでよろしくお願いします。また事務局から市町発達障害者支援体制の状況調査や市町教育委員会での医師の診断書の取扱い等についても御報告をさせていただきます。

本日は限られたお時間ではございますけれども、委員の皆様には様々な視点から忌憚のない御意見や御提案をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いします。

<事務局>

会議に入ります前に、本日の協議会は、県の情報公開条例に基づき、公開して開催します ので御承知おきください。本会議の議事の内容につきましては、概要を県ホームページで公 開いたしますので、併せて御了承ください。

それでは、会議に移ります。ここからの議事進行は髙貝会長にお願いします。

<髙貝委員長>

皆様こんにちは。今日は朝からお天気が良くなくて、足下の悪い中、また皆様御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。対面でこうして会議を開催するのはしばらくぶりです。いつもZOOMで拝見しておりましたが、やはり対面のほうがお話ししやすかったり、色々な空気を感じたりという面があると思いますので、皆様よろしくお願いします。御協力を賜りながら協議会を運営したいと思いますのでよろしくお願いします

それでは協議事項に入りたいと思います。東部発達障害者支援センター事業報告について センター長の岡田委員から御説明をお願いします。

<岡田委員>

皆様こんにちは。東部発達障害者支援センターでセンター長をしている岡田と申します。 資料に従いまして説明いたします。時間が短いのでかなり省いて御説明することを御了承く ださい。

皆様のお手元の資料の6ページを御覧ください。新規に御相談いただいた方の実績になります。これは12月までの数値になりますが、429件の御相談をいただいております。昨年度よりやや少なめになりますが、開設時から落ち着いてきたところかと思っております。継続的な相談は、直接私どものところにお越しいただいて引き続きお会いする相談になりますが、全相談件数の約1割程度になります。(2)は年齢別相談受付件数ですが、成人期が55%位です。最近増えてきている御相談は、高校生から青年期の問題と40歳以上の御相談が増えてきているところです。(3)の相談経路ですが、御本人からの相談は成人に掲載されていると思いますが、高校生年代になると御本人から相談いただく場合もあります。医療機関からの御相談も14件ほどありまして、医療機関によって、さらにその先の福祉的なことや専門的な担当として当センターを御紹介いただくこともあります。

(4) の相談申し込み段階における障害種別件数です。こちらは自閉スペクトラム症の方が診断を受けている方の中では多くなっております。未診断の方が6割程度おりますが、こ

の中の大多数が自閉スペクトラム症の方になります。中には私達のところで関わりながら診断をしていく方もいらっしゃいます。主訴別ですが、様々な御相談をいただいております。

「生活面、家庭で家族ができること」の中には、複雑な事例や強度行動障害を伴う事例も含まれております。次に地域別になります。私達のセンターは沼津市にございますので、その近隣の市町が多くなっております。人口規模の関係から、沼津市、富士市、三島市、御殿場市、富士宮市あたりが比較的多くなっており、遠方の賀茂地域等からの相談もあります。こちらは地域の機関におつなぎすることも多いので、継続的な相談件数としては少ないです。

次のページ、相談対応の実績ですが、継続して相談している方の人数を含めて、実人数で490人の方の対応をしております。延べ支援件数で申し上げますと1,734件、年間で2千数百件になると思われます。年齢は様々ですが、新規相談で述べたこととほぼ同じです。相談方法は基本は来所・電話等ですが、コロナの影響もありまして一部は200Mによる御相談で対応した案件もございます。これは特に遠方の方で継続的に関わる場合に、一部の方について200Mで対応いたしました。センターで医師が診断したものについては、何らかの事情で他の機関で対応が難しかったケースになります。検査についても同様で、他機関で対応できるものについては他機関にお願いしております。

次のページ、ここからは2月までの実績になりますが、相談・直接的な支援以外の実績になります。人材育成・研修等ですけれども、コンサルテーション、これは各機関からの要望に基づき、訪問して一緒に対応を考えていくものです。今年度は2箇所の施設で行いました。研修に関しては、主催の研修について主にZOOMで対応いたしました。大きなところでは、県の委託になります発達障害児者支援者対応力向上研修、こちらはいくつかのプログラムを組みまして、外部講師を中心にお願いしたところです。一部はオンデマンドの配信も行いましたので、記載の参加者以外の方も御視聴いただいていると思います。

12ページ、トレーニングセミナーは、自閉症の当事者の方に御協力いただきまして、研修の中で実際に支援の実践を行うものです。次の実践報告会は、コンサルテーションや研修を受けていただいた方の実践報告を発表していただくものです。今年は6機関から御発表いただきました。その他医師向けの研修としてかかりつけ医発達障害対応力向上研修、こちらは県の研修に御協力させていただきました。

次のページ、Project HCHO Autism Japanというのは、夜の21時から月1回程度ZOOMを

用いて医療関係者の研修をするもので、県内からは1医療機関6名に御参加いただきました。講師派遣は様々な機関からの依頼に基づいて行うものですが、センターとして特に力を入れているところは積極的にお受けして、他機関で対応できるところは他機関を御案内することもありました。

15ページ、発達障害者支援センター連絡協議会は、私どもの運営や事業内容に関して委員の方から御意見をいただく、併せて地域との機関の連携を図るものです。こちらは年2回行いました。その他様々な連絡会や協議会に委員として参加しております。これは情報収集の目的及び我々が御相談の中で把握した地域の課題等を各協議会等において積極的に発言させていただくという形をとっております。

17ページの(3)、県内の支援センター連絡会、これは県内4センターで年2回行っております。親の会との意見交換会、こちらも定期的に懇談会を持ちまして、様々な御意見を頂戴しているところです。18ページからは、世界自閉症啓発デーに関すること、当事者グループについて、学齢児と成人で掲載しております。こちらは相談を継続している人の中から、個別の御相談だけではなかなか思うようにいかない場合に、グループの活動を加えて自己理解を深めたり、様々な対応をしているところです。併せてスタッフの研修の意味合いも含まれております。

遠隔地の相談対応については、下田の総合庁舎に出向くほか、下田市の医療機関と連携しまして、定期的に相談の機会を持ちました。下田の総合庁舎に出向く時には、御相談だけではなく近くの施設に出向く等、連携の機会としておりました

支援センターの専門性向上ということで、スタッフの研修を積極的に行っておりますけれ ども、この一覧以外にも休日等での自費での研修も行っております。

戻りまして1ページ、これまでの運営総括ということで、3年目が終わろうとしていますが、これまでコロナの影響もあり皆さんと対面でお会いするのが難しかったのですが、研修を比較的多く実施してきました。これは私達のセンターがこういうことを行っているとお伝えする意味合いも含まれています。様々な方に研修に御参加いただく機会が増えまして、良い形で目標は概ね達成出来たと思っております。相談件数については、概ね予想通りの推移をたどっておりまして、今年度並みでしばらく続いていくと予想しています。全体として業務の基盤は確立してきましたが、これからさらに中身を維持・発展させたいというのが私達

の思っているところです。特に就労支援の分野であるとか、地域との連携、体制構築等に今 後は積極的に力を入れていきたいと考えています。

次は好事例・困難事例です。好事例は、20代の男性です。手帳をお持ちの方ですが、高校 を卒業されています。障害者雇用で一時期就労されていたのですが、就労先が閉鎖となり、 その後の就労が難しくなったことで私達のところに御相談に来られました。障害の理解が必 ずしも十分ではなかったものですから、アセスメントを行いまして御理解を深め、プロセス を経て、その後就労移行支援事業所に繋いで就労に至ったというケースです。就労移行支援 事業所とかなり密に連携をとりまして、そこでの対応について一緒に考えていったという経 過がございます。併せて役割分担をすることで、保護者対応や会社との調整が比較的上手く いったというケースになります。困難事例につきましては、10代の女性のケースになりま す。元々以前のセンターに通われていた方で、お子さんの発達のことで相談に来られまし た。当事者の子育ての問題なのですが、そのお子さんも自閉スペクトラム症と思われます。 お母様自身の子育てだけではなく、お母様自身の生活のことに非常に心配がありまして、子 育て支援の関係や医療関係、女性相談等と連携を取ろうと試みましたが、御自身の特性もあ り、なかなか支援機関につながらないということがあります。医療機関とも非常につながり にくく現在でも苦慮しております。場合によってはお子さんの保護等の対応も必要になるか と思われますが、母子の支援の中に当事者の子育て、グループホームもお子さんも含めて入 れるか、母子支援の中で自閉症のお子さんについても対応できるかどうか、障害のある親御 さんにも対応できるかどうか、このあたりが非常に難しいところだと感じております。

その先は各種研修や啓発等について、そして関係機関との連携についての今年度の状況と 来年度以降の方向性について記載されておりますが、説明は省略いたします。

全体としては、先ほどお話ししたとおり、基本は現状を維持しつつ、就労や地域の体制作 りに力を注いでいきたいというところが来年度に向けての抱負となります。以上です。

く髙貝委員長>

ありがとうございました。それでは委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。 何か御意見あるいは御質問がありましたらお願いします。

<小野委員>

御説明ありがとうございました。静岡県医師会の小野です。行政と協力してかかりつけ医の発達障害者対応力向上研修をなされておりますが、医師会としてはどれくらい医師会として対応できるかが悩みどころで、受診まで待機する期間があるということで、何か私達にも出来ないかと思うのですが、かかりつけ医、開業医を含む医療機関がどのくらい発達障害の方を診ることができるか分かればと思ったのですが、いかがでしょうか。

<岡田委員>

御質問ありがとうございます。具体的な数については後で県から御報告があるかもしれませんが、私達のところで御相談をいただく中で感じることですが、開業の先生方には非常に御協力をいただいていると思います。色々な方が診ますと仰ってくださっているので大変ありがたいと思います。一方で例えば心理検査が出来るとか、鑑別診断を含めて診断が出来る医療機関がどうしても数が少ないので、せっかく多くの先生方が協力してくださると仰っていただいても、詳しい診断や検査が十分に出来ずそこに時間がかかってしまうという現状があります。そこの階層をしっかり精査しながら体制作りをしていくことの必要性をいつも感じております。

<事務局>

障害福祉課です。発達障害を診察できる医療機関調査ということで、毎年調査をさせていただいておりまして、37ページの参考として添付した資料のとおり、136の医療機関で診療していただいております。ただ、岡田先生も仰ったように、診断ができる、心理検査ができるなど質の部分の違いがありますので、体制を踏まえながら、一次医療機関から専門的な医療機関まで、階層的に幅広く体制を作っていく必要があるかなと考えております。

く髙貝委員長>

ありがとうございました。このほか、御質問等ございますでしょうか。

<津田委員>

静岡県自閉症協会津田でございます。いつも色々と幅広い問題について御支援ありがとうございます。はっきりした数字は難しいと思いますが、強度行動障害の方々が結構いらっしゃって、全国的にも重要な取組がなされているかと思いますが、東部発達障害者支援センターで取り組まれる中で、強度行動障害で困っている方がどのくらいいらっしゃるか、あるいは実際に先生のところに相談に来られているかどうかですね、そのあたり、みえていらっしゃらない方がたくさんいらっしゃるのではないかとも思うのですが、強度行動障害について東部発達障害者支援センターでお分かりになるところがあれば教えていただけるとありがたいです。もう一点、賀茂地域について、相談していただいて、なかなか賀茂地域は資源が少なく、センターの取組は非常に大事な取組だと思いますが、せっかく行っていただいても、果たして地域の人達に、センターが来られて相談に乗ってくれることが伝わるのかどうか、発達障害者支援センターだけではなかなか難しい部分があるのかと思いますが、相談会について地域の行政と連携した何らかの取組がなされているかと思いますが、その辺の取組についてお話いただければと思います。

<岡田委員>

ありがとうございます。強度行動障害に関する直接の御相談は年間数件です。御家族からの相談になります。その他に自閉症協会の相談会の中で、強度行動障害に関連した御相談をいただくことがあります。また施設に機関コンサルに行っていますので、その中にはそういうタイプの方もいらっしゃるので、一緒に対応を考えているところです。また研修について強度行動障害の研修も受けており、そこで支援者の方とやりとりすることがあります。これからも積極的に関わっていきたいと考えております。賀茂地域に関しては、下田総合庁舎の賀茂健康福祉センターに御協力いただいて、そこから地域に広報していただいております。これは御家族御本人の相談も受けているのですが、主として支援者や関係者の御相談を受けられるようにしております。支援者が地域でうまく機能できるためにサポートできるところがあればというところです。現実にはそういう支援者の御相談と御本人御家族からの相談と半々というところです。

<津田委員>

ありがとうございました。強度行動障害の方は結構たくさんいらっしゃるけれども、全体としては把握がまだまだで、そういう形での集計もなかなかしていないような気もしますので難しいとは思いますが、お困りの方はたくさんいらっしゃると思いますので、東部に限っての話ではないですが、県としてどう把握してどういう手を使うかを考えていかなければならないことがあるのではないかと思っております。具体的に支援出来る施設や対応出来るところがどのくらいあるのかということがあると思いますので、今後のテーマとして頭に置いて取り組む必要があるかなと思っております。あと先ほどの伊豆の件についてですが、下田に行っていただいておりますが、取組の状態は分かりましたが、日常の連携やネットワーク、困った時につながる体制になると良いと思いますが、地域の関係者にお集まりいただいているようですが、何か困ったときに相談に乗ってくれるようなネットワークにはなっているのでしょうか。

<岡田委員>

今お話しいただいた観点では、十分ではないかもしれませんので今後の課題とさせていた だきます。ありがとうございます。

<五條委員>

津田委員の話に絡めてですが、センターでの把握という訳ではないですが、強度行動障害 加算というものがあり、おそらくそれは医療機関の診断書というよりは相談支援事業所での 把握になると思います。ただ、医療機関も福祉機関も強度行動障害加算がとれる箱 (施設) が作れていないので、加算を申請していくことになっていないですし、強度行動障害のニーズを拾う検討を進めていく必要があると思っていて、これらは勉強しながら色々とやっていきたいと思っております。

<岡田委員>

すみません、一点補足させてください。来年度は体制づくりについても力を入れていきたいとお伝えしました。その中に調査のことも視野に入れております。私達が行うのが良いのか県が行うのが良いのか、テーマや対象によって変わってくると思います。是非県やここに

いる皆様に御協力いただきまして、必要な調査が出来るように、それが次の施策につながる ように一緒に考えていけたらと思います。私達の予算で一部は調査に使っても良いかと思っ ております。以上です。

<水口委員>

三島市です。色々と事業をやっていただいてありがとうございます。 7ページの (3) ですけれども、企業等からの相談が 6件となっております。障害者の方あるいは手帳を持っていなくても、働いている方も多くいらっしゃるかと思います。その中でなかなか続かずに辞めてしまう方も沢山居るというところですが、そうなると本人や御家族から相談を受けることになるかもしれませんが、そうなってしまう前に企業からちょっと仕事や人間関係が上手くいっていないと、本人が辞める前に企業が相談を受けられるように企業との連絡を密にするなど連携を強くしていくことは可能でしょうか。それと (2) の受付人数は件数で429件と書いてありますが、これは実人数でよろしいでしょうか。 6ページには件数で、10ページには490人と人数で書いてありますので。

<岡田委員>

後の質問から。これは6ページ・7ページについては新規相談の件数になっておりますが、なぜ件数にしているかと言えば、ごく少数ですが同じ方が全く違う御相談で他機関を経て御相談いただいているケースや、同じことが後から判明するケースがあり、件数としています。後半は実人数になります。

それから最初の御質問への回答です。私達が企業から御相談いただく場合には、ほぼ全て一般雇用になります。つまり未診断の方になります。職場や関係者の方が何らかの理由でこの方が発達障害ではないかと感じられて御相談にお越しいただいていることになります。その場合には、そこからプロセスをかなり経ないといけないということで、事前に御相談があると大変ありがたいと思っております。障害者雇用の場合には、御相談いただくこともあるのですが、多くは関係する機関がいくつかありますので、障害者雇用の場合にはまずそちらに御相談をいただく形になろうかと思っております。

<中島委員>

静岡県弁護士会の中島です。困難事例の中の御相談で連携機関が法テラスとあった関係でお尋ねしたいのですが、本件はおそらく夫からのDVで法律的なアドバイスが発生してこちらにおつなぎしたのかなと推測しているのですが、そのような法律的なアドバイスが生じる御相談はよくあるものなのか、件数を把握しているようでしたらどのくらいなのか、またその場合の連携先は法テラスになるのか、それとも静岡県弁護士会にお話されているかについて教えていただければと思います。

<岡田委員>

ありがとうございます。司法関係は年十数件あると思います。年によってはもう少しあるかと思います。関係する御相談で一番多いのは離婚、それからDV、親権関係、ほか詐欺被害、犯罪関係、これは罪を犯してしまった場合ですが、それから拘留中の御家族からの御相談もあります。ほか借金問題、ギャンブルですとか自己破産等があります。連携先は法テラスの場合もありますし、関係のある弁護士さんに直接お伺いすることもありますし、行政で司法相談などもありますので、そういうところを経由する場合もあります。弁護士会に直接ということは今まではなかったのですが、もしそういうルートがあれば是非教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

<中島委員>

静岡県弁護士会で、こういった障害者の方の専門相談を行っているものですから、東部では沼津の弁護士会にお尋ねいただけると、無料で相談できる先生方も揃っておりますので御参考にしていただければと思います。残りの件は教えていただきありがとうございました。

<小田委員>

障害者職業センター小田でございます。お世話になります。沢山の相談を受けられて御対応されている中で、次年度に向けて就労にも力を入れていきたいとの話もあり、調査のお話もいただいたのですけれども、活動プランや地域連携など、具体的にこんなことを考えているというものがあれば教えていただきたいです。

<岡田委員>

ありがとうございます。一つは研修ですね。そこをきっかけに色々な機関とつながる機会を増やすことを考えております。また今まで他機関に直接お願いしていたようなケースを、積極的に我々で一度受け止めようかとも考えております。ずっと持ち続けるという意味ではなく、個人情報を整理しておつなぎするということを丁寧に行うことで、より連携を深める機会になるのではないかと考えております。併せて一緒に何かをしていくことが出来ると良いと思っておりますので、障害者職業センターを始め、様々な就労支援機関とタイアップして何らかの研修や事業を考えて行ければと思っておりますので、是非よろしくお願いします。

<小田委員>

ありがとうございます。障害者職業センターでも次年度に向けて発達障害をテーマにした 会議等を複数回実施して地域連携も深めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いし ます。具体的な支援はジョブコーチなどの支援をしておりますので、そういった連携の流れ を是非作っていければと思っておりますのでよろしくお願いします。

<髙貝委員長>

議論はつきませんが、お時間がありますので次の議題に入りたいと思います。岡田委員、 御報告いただきありがとうございました。来年度も引き続き相談への対応に加え、様々な人 材養成研修の実施や関係機関との協力体制作りを進めていただければ幸いに存じます。よろ しくお願いします。

続きまして、中西部発達障害者支援センター事業報告につきまして、管理責任者の櫻井委員、御説明をお願いします。

<櫻井委員>

中西部発達障害者支援センター管理責任者の櫻井です。当センターの報告、21ページからになりますが御報告させていただきます。当センターの所在は島田市にございまして、島田市を含む中西部地域13市町、人口規模で約95万人になる地域を所管しております。

事業実績になりますが、25ページになります。期間については今年度4月から9月になります。御了承ください。相談支援の件数ですが、発達相談、就労相談併せて実人数で236人と

なります。延支援件数、一人の方に対する継続的な相談を含めると637件となります。前年度対比でそれぞれ7%増、29%増となります。年齢別の傾向ですが、御覧のとおりとなります。成人期につきましては19歳から39歳と40歳以上になりますが、19歳から39歳にボリュームが集中しております。また学齢期については小中高と概ね平均的に推移しているところです。障害種別ですが、こちらは%を表示しておらず申し訳ございませんが、不明・未診断が55%強となっております。こちらは東部発達障害者支援センターと同じ傾向を示しているところです。また自閉症、アスペルガー、広汎性発達障害が30%程度を占めている傾向です。相談依頼者は、本人・御家族からの相談が中心になります。関係機関の内訳は今回は示しておりませんが、東部発達障害者支援センターと同様に、医療機関、相談支援機関、教育機関からの相談が中心となっております。

26ページ、(5) 相談内容でございます。こちらもボリュームゾーンとしましては、生活のこと、家族ができることを知りたい、診断や支援を受けられる機関を知りたいという内容に相談が集まっているところです。次の(6) は居住地別です。概ね人口規模に準じた相談割合となっております。湖西市につきましては、先ほどの東部センターでの賀茂地域と同様、定期的に巡回相談を実施し、訪問による相談支援を行っておりますが、実際に島田市にお越しいただいて相談した件数も含まれております。

27ページではケース連携の状況をお示しさせていただいております。主な連携先としては 福祉事務所、主に障害福祉担当の窓口ですね、あと医療機関、小中の学校、大学、相談支援 事業所等となっております。また上記外の市町行政機関が46件となっておりますが、障害福 祉担当課以外に子育て担当部局や最近は子ども若者支援課が各市町に設置されておりますの で、こういった機関との連携をしているところになります。以上が相談実績になります。

21ページ、これまでの運営の総括及び次年度以降の方向性につきまして御報告いたします。これまでの総括としましては、市町関係機関と協働することで相互の支援体制の強化を図っております。また地域において訪問相談を実施することで、地域の関係機関と協働した相談を行い、連携状況がより構築されているところです。また、研修等におきましても、リモートから対面に徐々に移行することによってボトムアップですとか対面的に顔が見える関係の中で効果が現れているところです。また、後ほど御紹介いたしますが、家族等支援事業は2年目となり、ペアレントメンターの派遣、また地域のピアサポート体制のアプローチに

おいても、今年度モデル地域における展開を実施しているところです。来年度におきましても、引き続きこれまでの運営体制を継続しながら、地域における体制強化のためのセンターのハブ的機能をベースに地域の底上げを図っていきたいと考えております。またケースの相談におきましては、年齢別や障害特性別等の傾向を分析しながら、対応実践を地域に波及していくことを考えております。家族等支援事業におきましては、市町になかなかその活用の認識が乏しいという環境もこれまで確認されておりますので、次期障害福祉策定年度となりますので、そういった計画や施策と絡めながら地域発信を進めたいと考えております。

相談事例として好事例、困難事例を御紹介させていただきます。好事例ですが、29歳男性 の御本人からの相談がございました。この方につきましては、地域にこちらから出向きなが ら行政、委託相談事業所、地域若者サポートステーションや医療機関を交えた上で相談やケ 一ス会議を実践しております。その中で本人理解、就労支援、行政手続き、服薬等の役割を 本人が居る中で整理することで、地域が主体的にサポートする体制につながっております。 ポイントとしては、各地域を会場にした訪問相談によって、面談時に支援マップや役割表を 作成しながら、御本人さんに理解していただくことを前提とした相互確認を実施しておりま す。このことが地域支援機関による支援力向上につながっていると感じております。一方困 難事例ですが、18歳の高等学校に在学しておりましたお母様からの相談ケースになります。 こちらは高学歴で進学校に在籍した高等学校において不適応が生じまして、不登校状態から その後に診断に至っておりますが、本人にはその診断内容は無告知の状況です。家族に対し て本人理解や行動特性に基づいた支援を展開しておりますが、結果的に御本人は学校を退学 されて、大学の受験資格は取ったものの、今後の進路やその対応については引きこもりの状 況に陥ってしまっているため、なかなかつなぎ先がなく対応に苦慮している課題がございま す。家族以外の所属のない青年期以降のサポートですとか、資源の不足が地域にあることか ら、つながりにくさが課題としてあげられております。また早期の段階から御本人や御家族 の理解があればサポートにつながりやすいが、年齢が上がった後に不適応に至った家族のフ ォロ一体制について課題となっております。こちらは第1回の本会議においても話題にはな りましたが、義務教育後のつなぎについての課題として当センターとしても認識していると ころです。

22ページ以降の4番、各種研修、普及啓発等以降につきましては、別紙に基づいて御説明

させていただければと思います。28ページを御覧ください。当センターの目指すべき姿のネットワーク体制、また重層的な支援体制、こちらは当センター開設時からお示しさせていただいているものになります。相談支援の取組と成果につきましては、先ほどお伝えしましたとおり地域支援機関との協働によるケース支援を実施しながら地域における対応力を高める機会を創出したり、県立磐田学園のコンサルテーション等を実施しております。一方で課題等として、地域において、発達障害支援の専門的知見や支援方法が十分といえない状況ですし、福祉と教育の機関相互に連携する事に対するとまどいや躊躇があること確認させていただいております。

29ページ、そういったことを踏まえまして来年度に向けてですが、当センターが対応している相談ケースから、支援モデル別に展開例を提示しながら支援方法を共有したいと考えております。また、地域支援機関とのケースを通じた協働実践を積み重ねて相互のスキルアップを図っていきたいということ、また、困難事例対応の支援者向け研修やコンサルテーションを引き続き実施していくということと、これらをサポートするスタッフの更なるスキルアップを考えております。地域支援の取組と成果はこの後説明させていただきます。

29ページ左下の資料2につきましては、こちらは連絡協議会の資料番号を振らせていただきましたが、当センターの連絡協議会においても、静岡県発達障害者支援地域協議会、本会になりますが、連動した地域の展開ということで、第1回の本会で協議された内容を当センターの連絡協議会においても、当センターの取組を交えて御意見をいただいているところです。30ページの右上が支援協議会の説明になります。右下が本会の11月に実施した内容を抜粋して御紹介させていただきました。30ページの左上となりますが、本会の協議事項の1つ目として早期支援の課題提起をされ、出た意見を抜粋して紹介させていただきました。早期支援におきましては、左下になりますが当センターにおける管内13市町の保健師及び保育士に対するニーズ調査を実施させていただきました。保健師からの主な意見や保育や療育側からの主な意見として、御覧のとおりの内容をニーズとして把握しております。その上で31ページの右上のとおり、当センターの取組として支援者研修を今年度は実施しております。管内の保健師、保育支援者、行政機関、教育機関等に対して、講義、グループワーク等を実施しております。発達スクリーニング検査の実施方法ということで、発達特性を母子保健の段階でどういった形で把握しながら抽出していくかという視点で、さらに発見された対象者に対

して、遊びの中で行う療育の手法として講義をいただいております。その上で地域間の多職 種連携における意見交換を実施しております。右下になりますが、今後に向けてということ で、実践報告会の開催、こちらは既に開催されましたが、早期支援の取組ということで、管 内の3市1町から実践報告していただいて、保健と福祉、保健と療育、こちらの連携体制を 管内の市町に報告しながら地域間の取組を共有しております。次年度以降につきましては、 保健師にフォーカスした合同研修の企画を考えているところと、母子保健システムの市町情 報の把握を調査として考えているところです。またモデル地域をつくり発達支援システムの 体制構築ワーキングを実施させていただきたいと考えております。次に31ページ左上に、本 会の第1回で行われた協議事項の義務教育修了後のつなぎについて課題が挙げられておりま した。この課題に対する当センターの取組が左下になります。まず一点が圏域協議会を活用 した成人期支援体制の見える化ということで、志太榛原地域の4市2町の圏域になります が、こちらの部会に地域支援体制評価ワーキングを設置させていただいて、16歳から65歳ま での支援体制構造を図式化する作業を行いました。別紙資料1参照とありますが、今回資料 は添付しておりません、申し訳ございません。16歳からどういった流れで65歳までの支援体 制があるか、また支援機関がどういったつなぎの機能があるかを作成しましたので、市町に フィードバックしながら地域協議会での活用も考えているところです。また32ページの右上 になりますが、義務教育修了後の取組として支援を要する学生への包括支援サポート連絡会 の実施をしております。こちらは県内の高等教育機関、大学機関が中心となりますが、支援 を要する学生への支援体制に関する連絡会を開催し、県内の6大学6機関の参加をいただい ております。大学の中での学生サポートや進路サポート、お互いを知る機会がございません ので、こういった情報共有の機会を設けているところです。

続きまして家族等支援事業の取組についての御報告になります。家族等支援事業は県から委託されている事業になりますが、ペアレントメンター養成等事業とピアサポート推進事業の2事業におきまして当センターが受託して実施しているところです。32ページ左下になりますが、第6期障害福祉計画で策定された各市町のメンター養成者数の計画数値となります。こちらを軸に養成者数を検討しているところです。また、養成事業のヒアリングが33ページ右上になります。こちらのヒアリングは実際に計画上数値目標を挙げている市町を対象に実施したものですが、冒頭申し上げたとおりなかなか市町にその役割や機能が理解が十分

ではないことが確認されているところです。また、一方で右下になりますが、今年度ペアレントメンターを6名養成しております。昨年度は3名養成しましたので、現在県内におきましては、ふじのくにペアレントメンターの受講者が9名ということになります。メンターの地域や所属等になりますが、島田市、藤枝市、焼津市、吉田町に今年度はそれぞれ養成しているところです。またメンターの子どもの状況ですが、ASDの特性を持っていながら知的障害を併せもつ方、重度の方、中度の方、軽度の方、なしの方、それぞれ養成しているところです。

33ページ左上は養成事業における派遣の状況でございます。令和4年度派遣依頼の状況としまして、今年度は2件ございました。1件は静岡県合理的配慮理解促進研修として、大学等に対する発達障害対応向上研修の場に、大学生のお子さんを持つメンターの立場から体験談を御報告いただきました。また藤枝市からペアレントトレーニングのフォローアップということで、藤枝市がペアレントトレーニングフォローアップ修了後の茶話会の場に、メンターの体験談や傾聴を目的に実施したところです。今後の展開ですが、メンター候補者の確保としまして、2年間で障害特性の幅に対応しながら、志太榛原圏域を中心にメンターを養成しておりますが、今後年齢の幅を加味しながら、より多様なメンターの確保が必要となっております。次に活動の機会の保障と子育て支援に活用される地域づくりということで、メンターの安心安全を担保した活動機会を保障したいということで、市町の窓口を中心としながら協働モデルを模索したいと考えております。

続いてピアサポートの実施状況です。こちらも市町の障害福祉計画に策定されている状況で、それぞれの実施計画上の数値目標をベースとしながら実施機関に対する人数把握をしているところになります。実際の実施機関の管内の状況については、掛川市の社会福祉協議会と菊川市の社会福祉協議会がそれぞれ実施しておりましたので、こちらに対してピアサポートの養成研修を提供しているところになります。左上はその養成講座のメニューで実施機関にどういったニーズがあるかを示した調査シートになります。34ページ左下には挙げられたニーズを記載しております。資料をめくっていただきまして、その上で菊川市社会福祉協議会、掛川市社会福祉協議会にそれぞれ養成研修を実施しております。受講者は菊川市が10名、掛川市が21名になります。こちらでは発達障害の特性理解や、掛川市においてはひきこもりを伴う方と発達障害の方の居場所支援の考え方の違いについても御紹介させていただい

たところです。今後の展開になりますが、居場所支援を実施しているそれぞれの機関に対するフォローアップをしながら、実践を考えている他機関に対して展開を図っていきたいと考えております。また来年度は次期障害福祉計画の策定年度にも該当しますので、こういった内容を全県に調査しているところになりますが、各市町に働きかけながら、地域と協働した居場所支援の展開を検討していきたいと考えているところになります。以上中西部発達障害者支援センターの今年度の取組について御報告させていただきました。

く髙貝委員長>

ありがとうございました。それでは委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。 何か御意見あるいは御質問がございましたらお願いします。

<高木委員>

ケース連携の状況について、27ページに件数がありますが、特に学校と相談支援事業所からの相談が多いとの数値ですが、私も相談をやっていて、親御さんから相談を受けるケースは、もう少し学校が配慮してくれたらという相談がとても多いですね。学校の先生からすると非常に困っている、という相談が多いかと思います。そういう中で色々な人が介入するのですよね、相談支援事業所が介入する場合もあるし、発達障害者支援センターが介入する場合もあるし、例えば保育所等訪問で学校に行って観察した際にどうしたらいいというような、色々な形で関わっているのですけれども、中西部発達障害者支援センターは学校に対してどのような具体的な取組をされているのか御紹介いただければと思います。

く櫻井委員>

ありがとうございます。今仰られたとおり様々な相談が当センターにも寄せられているのですが、実際に既に介入をされている機関がありましたらその機関を中心に、あまり当センターが更にそこに入っていってというよりも、介入した機関のバックアップを中心としながら必要とした対応をさせていただいているところです。またどの機関もまだ未介入の段階でしたら、直接学校ともやりとりをさせていただきますし、そうした時には窓口になるのは教頭先生を中心とした校内のキーパーソンとなる人材、支援者を見極めた上でそこをフォローアップできるような関係機関と協働していくという広がりを考えております。

<高木委員>

スクールカウンセラーとの関係はいかがでしょうか。高校のスクールカウンセラーなど。

く櫻井委員>

高校のスクールカウンセラーとは直接的にやりとりはせずに、むしろ御家族を間に挟みながらのやりとりが中心になるかと思います。高等学校に関しましても、その高校の特別支援教育コーディネーターの先生が多くその窓口になっていただいているところですので、高校のコーディネーターの支援者の方を中心に働きかけながら、必要に応じたスクールカウンセラーの活用手法を御提案させていただくことがあるかと思います。

く髙貝委員長>

ありがとうございました。このほか御意見御質問等ございませんでしょうか。

<津田委員>

31ページになりますが、先ほど16歳から65歳までの支援体制について、どのような支援があるか整理されたということですけれども、現状はそうだとして、課題があるか、どうしていかなければならないかということが取組として大事なことだと思いますが、そういう視点では調べた上で、課題や今後取り組むべきことがあれば教えていただければありがたい。

く櫻井委員>

ありがとうございます。こちらはまさに見える化するという作業になりますが、対象になる方が精神疾患、精神障害ベースの方も居れば、労働の課題を持っている方、また今回の16歳から65歳の見える化は圏域の協議会の相談部会をベースにしているものですから、中には重症心身の方も含まれるような体制図になってしまっております。今後につきましては、ここから各圏域の部会等に落としこんだ上で、更なる精査を図っていくという作業につなげていく予定です。発達障害の支援の観点から考えますと、先ほど困難事例でお伝えさせていただいたとおり、やはり16歳以降になって不適応やつまづきを覚えた方に対するフォローの体制ですとかまさに居場所の問題が共有されている段階でございます。さらにそこから地域別

に踏み込みながら地域課題化していくことが、地域の資源の問題等もありますので、今後の 地域展開を含めた働きかけを予定しているところでございます。

<津田委員>

色々なところで実情を整理するニュアンスの話が多いように感じられますので、支援センターとしてどういう風に問題を整理していくのかということも必要かと思いますので、是非 その辺のお話をお聞かせいただければありがたいです。

く髙貝委員長>

ありがとうございました。このほか御意見御質問ありませんでしょうか。

<香野副委員長>

岡田委員にもお答えいただければありがたいですが、19歳から39歳までの成人期の方の相談が両センターとも多いのですが、色々な理由が考えられるかと思いますが、一つには成人期の方には相談できる機関がなくハブ機能としてセンターが機能しているということと、この方々が学齢期あるいは幼少期に、例えば3歳児健診や小学校のときに上手くスクリーニングされずに今に至っているのか、スクリーニングされかかったがやはり上手くつながらずに今に至っているのか、このあたりの推移等や、なぜこの年代が多いのかコメントいただければと思います。

<櫻井委員>

中西部の状況ですが、先ほど香野委員が仰られたように、一義的に成人期の相談を受ける相談機関がないことが当センターに寄せられる相談件数のボリュームに反映されているのかなと感じているところです。中には発達障害だろうと相談者の方が相談されますが、実際にお会いするとそういった傾向が見受けられなかったり、電話相談の中でもエピソードを固めることがない中で、発達障害というワードが身近になっているところで、当センターに相談が寄せられるところが考えられるところです。また実際の相談者の過去の推移やこれまでの背景を聞き取る中では、これまでノーチェックで来てしまったという方が多くを占めている

印象です。

<岡田委員>

先ず全国的な傾向で申し上げますと、センターが出来た頃はお子さんの相談が多かったで す。段々と成人の相談割合が増えまして、今は多くのセンターでは私達のセンターと同じよ うな傾向で、約6割弱が成人相談、多いところでは8割・9割が成人相談というところもご ざいます。もう一つは、発達障害者支援センターは都道府県と政令市のところがあるのです が、政令市はどちらかというと子育て支援の施策とリンクしている場合が多く、その場合は おのずと子どもの相談割合が比較的多くなります。これは静岡市や浜松市も同じ傾向です。 一方で都道府県の場合は広域で多くの市町で関わっているので、特定のところではないとい うことも含めると単独の施策とリンクするよりはもう少し広くということになります。都道 府県のセンターのほうが成人相談の割合が高くなるのは全国的な傾向です。また、歴史の浅 いセンターはどちらかというと子どもの相談が多いのですが、段々成熟していくと成人の割 合が増えるのはどこのセンターでも見られる傾向です。それから私達のところでは、成人期 に来られた方の中で一部センターで診断することもやっております。親御さんに来ていただ く場合もそうでない場合も、過去の色々なエピソードを聞きます。そうすると多くの場合は 何らかの特徴があります。それが指摘されているかいないかは様々ですが、親御さんから来 ているケースは健診等で引っかかっているケースは多々あります。その上で通常の学校に行 って通常の学級で卒業されていくので、そこは何か怪しいけれどもとりあえず何とか出来て いるから大丈夫だろうという感じなのですね。実際にお仕事をされてから課題が見つかる方 も居ますし、もう家庭を持たれている方とか、あるいは年齢が上がって生活上の問題で御相 談に来られる方が多いということになります。成人期は期間が長い、そして特に今まで支援 を受けていない方が新たに支援を受けようとすると窓口になるところがあまり無い訳です ね。いきなり行政の福祉課に行くことは考えられませんので。そうすると私達のようなとこ ろも相談の入口としては非常に重要かなと思います。

<水口委員>

今のボリュームゾーンの考え方なのですけれども、東部発達障害者支援センターも同じな

のですが、25ページの(2)では18歳までは3歳刻みで書かれていて、19歳以上は39歳までと40歳以上と書かれています。3歳刻みで平均すると6%位になり、そういった成人の方々は就労相談が多いかと思いますが、1学年あたりの相談件数で区切ると、13歳から18歳くらいが一番多いという認識でよろしいでしょうか?

<岡田委員>

年齢の区切りについては、厚労省からこの区分けで行うように指示がありまして行っております。たぶん再来年度からもう少し細かい年齢分けの指示が出るかと思います。一方で成人の方の場合には、名前や年齢を仰らない方が結構いまして、実際には不明が増えてしまうのではないかという気もいたします。

く髙貝委員長>

御説明ありがとうございました。そのほか御意見御質問等いかがでしょうか。

<高木委員>

28ページに磐田学園へのコンサルテーションとあり、コンサルテーションは非常に有効であると思いますし、普及してほしいと思うのですが、これは県立施設だから行ったものですか、それとも磐田学園から依頼があって行った場合は、何回くらいの頻度で入るのか、どのくらいの期間なのか、その評価はどうなのか、教えていただけるとありがたいです。

<櫻井委員>

ありがとうございます。磐田学園から直接当センターに御依頼があってお受けすることになっております。実際の磐田学園の施策支援体制の内容について、外部機関を入れて検討したいということからスタートしております。内容的には、先ず我々が出向いていき、中の実際の体制なり、職員へのヒアリングを実施した上でニーズを把握しながら課題を抽出していくという導入の部分が第1回と、あとは4回シリーズで、概ね1ヶ月単位で実施しております。実際の支援の取組を現場の支援者から御報告いただきながら、そこにかかる課題を提案していただいて、グループワーク等を通しながら、実際に現場で出来る支援をエッセンスと

して、我々の持つ支援技術等も提供させていただきながら、実際にそれがどのように変わっていったかということと、後半になるとそれを支援計画にどのように落とし込んでいくかという内容や、チームティーチングやチームアプローチをどのように構築していくかということを、磐田学園は日中支援と夜間の施設支援と体制としては分かれているものですから、そのあたりのチームティーチングやチームアプローチのあり方について、最後の方は提案させていただいてという形で終了しております。来年度以降も引き続きという御依頼もいただいておりますが、どういう形で行うかは今後検討していく予定で考えております。

く髙貝委員長>

御説明ありがとうございます。このほかございますでしょうか。

<小田委員>

障害者職業センターの小田です、よろしくお願いします。32ページの17の(義務教育修了後の取組)のところで大学や高校等との連携が書かれていて、就職に向けての活動があるかと思います。職業センターとしてもこのあたりがまだまだ手をつけられていないのですが、現状と今後の展開を教えていただければありがたいです。

く櫻井委員>

ありがとうございます。現状としましては、それぞれの大学の、例えば学生サポートの担当部局や、進路・キャリアの支援の担当部局、あと保健室等の保健センターの部局など、学内の体制の状況を共有しながら、今後は学外の連携をどのように考えていくのかという課題を確認しているところです。今後も学内連携を我々がどうするかということは非常に難しいと思っていますので、学外連携の中で、例えば障害者就業・生活支援センターの機能ですとか、まさに障害者職業センターの取組等について、大学の支援機関が知らないということも確認されておりますので、是非そういうことを考えている中では御協力いただければありがたいと思っております。

<小田委員>

ありがとうございます。是非連携をさせていただければありがたいと思います。ちょっと 気になるのは、西部は西部、東部は東部で大学や学校等との連携があろうかと思いますが、 こういった問題は県内全体の問題になってくるかと思いますので、東部だけ、西部だけでは なく全体で、県の中で情報収集や活動が成り立っていくとより良くなるかと思いますが、そ のあたりはどちらにお伺いすればよろしいでしょうか。

<事務局>

県障害福祉課長の森下です。いつもありがとうございます。今御指摘いただいたように、この件に限らず、東部と中西部でそれぞれ得意な分野と言いますか、色々な取組をしていただいていて、東部のみの事業や中西部だけの事業がありますが、今後それぞれで行っている取組の中で、両方で行っていったほうが良いということがあれば、県でも両センターと全県で出来る取組かどうかを含めて相談しながら進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

<津田委員>

関連したことですが、私達自閉症協会でも、保護者としては高等学校を出たら就職出来るのではないか、就職したいと、学校の段階で、学校も進学を一所懸命考えてくれているのですね。ただ学校で進学を考える過程で、学校でも上手くいかなかったり、結果として学校に入れなかったということもありますが、不登校になったりと。そうなってから今度、卒業後の問題をやろうとなっているので、学校の段階から就労につながるような取組をしなければならないのだろうと。親の会としても、親の会が単独で何か出来るわけではないですが、学校の段階から卒業や入学を目標にするのではない、そういうような特別支援教育の中でも、どういう風にしていくのか考えていかなければならないのかなと思っておりますので、色々な方々の取組の中で、19歳から行くところがないということにならないように、是非取り組めたら良いなと思っております。

く髙貝委員長>

貴重な御提言ありがとうございます。議論がつきませんが、お時間の都合がありますので

次の議題に入りたいと思います。櫻井委員、御報告いただきありがとうございました。引き 続き家族支援の取組や、市町と連携した地域の支援体制の構築を進めていただきますようお 願いいたします。

それでは次の議題に入ります。報告事項としまして、令和4年度市町発達障害者支援体制 状況調査の結果報告、市町教育委員会の医師の診断書の取扱い、発達障害者支援に係る主な 施策の集約結果、以上3点につきまして事務局より御報告をお願いします。

<事務局>

障害福祉課折山です。よろしくお願いします。昨年11月17日に開催した第1回協議会で は、委員の皆様より議事テーマを募集させていただき、その中から「早期療育」、「成人移 行期」、「成人期」のライフステージに応じた3つのテーマを議題として設定し、自由闊達 に御議論していただきました。また協議会当日に扱うことの出来なかったテーマに対する御 意見を募ったところ、こちらに関しましても、多くの御意見、ご感想をいただいたところで す。それが、冊子の次のA3で用意しました第1回発達障害者支援地域協議会の意見対応一 覧表になっております。このうち1ページ目の左にある番号2番については、所管課である 義務教育課と調整しまして、中高連携シートとその概要資料を送付させていただいたところ です。また番号5につきましては、この後私から御報告させていただく予定です。その他の 御意見等に関しましては、当事者のライフステージや特性に応じて関係分野で連携した支援 が必要であることから、先ずは県庁内の関係各課と情報共有をさせていただきました。加え て次年度以降の協議会において、対応状況の進捗管理及び委員の皆様のお知恵を拝借するこ とを目的としまして、議事テーマとして設定させていただき、関係課の出席を求めた上で協 議検討をしてまいりたいと思います。議事テーマの選定に関しましては、関係機関等の御意 見を伺いながら決定させていただく予定です。そのため、今後年2回を予定している本協議 会のうち、第1回をこちらの課題等に対する協議の場とさせていただき、第2回を本日と同 様、発達障害者支援センターの事業報告の場とさせていただくことを予定しております。ど うぞよろしくお願いいたします。

ここからは、今年度障害福祉課にて取り組ませていただいた支援体制整備の内容について 御報告をさせていただきます。36ページになります。令和4年度市町発達障害者支援体制状 況調査の結果報告になります。毎年厚生労働省より各市町の発達障害者支援の体制状況調査 の依頼がありまして、県では発達障害者支援センターの助力を受けまして、県独自の調査項 目を加えた上で調査を実施しております。主な本県の独自調査項目としまして、太枠で囲っ た項目と、裏面にあります社会資源の内容になります。質問項目別市町数につきましては、 平成30年度の調査時との比較増減を記載させていただいております。また、地域の社会資源 につきましては、障害福祉圏域別に市町が把握している福祉事業所数を記載するとともに、 先ほどもお話させていただきましたが、発達障害を診療等可能な医療機関調査結果を記載さ せていただいております。調査の結果としましては、地域により状況は様々ではあります が、平成30年度の結果と比較できる項目に関しては市町数が増加しておりまして、少なくと も外形的な体制整備につきましては、進捗があることが伺えます。一方で別添資料としてつ けさせていただいたA3サイズのR4発達障害者支援体制の調査結果を見ていただくと分か るとおり、各市町を並べて比較するとそれぞれの体制状況に差異があることが分かります。 所在地に関わらず等しい支援が受けられるようにするためにも、各自治体において、近隣市 町の良い面を取り入れていく姿勢が求められます。この調査結果は、地域支援の基礎資料と するほか、市町へのフィードバックや関係機関との共有により、各地域の支援体制の整備に 向けた取組に資することができればと考えております。

先ほど小野委員が所用で途中退席されましたが、先ほど御質問いただいた発達障害について診療可能な医療機関数に関する内容への回答に補足させていただきます。136の医療機関という形で載せさせていただいております。136機関で十分かと申しますとそうではなく、どうしても専門性の高い医療機関に集中してしまっている部分があります。別にとったアンケート調査では、診療を受けられるまで6ヶ月待ちの医療機関があるなど、一部の医療機関に集中しております。そのためにも、先ほどお伝えしたように階層化や標準化といったものが必要ではないだろうかと考えております。本県としても、医師向けの研修を続けていくとともに、医療機関や関係機関と対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、今お伝えした内容と少し関係するのですが、資料38ページをご覧ください。 こちらは市町教育委員会の医師の診断書の取り扱いになります。現在、自閉症や発達障害の 診断希望を理由とした一部医療機関への受診が集中しており、初診までの待機期間が半年を 超える医療機関があるなど、早期の療育に支障が生じていると報告を受けております。その 中で、教育分野にあっては、特に特別支援学級への入級に際して医療機関への受診機会が多いこと、そして特別支援学級への入級は、市町の就学支援委員会での判断を元に決定していることが確認できました。そこで、医療機関における発達障害の診断待機の負担軽減に向けた取組の参考とするため、特別支援学級への入級に当たっての医師の診断書の要否について、各市町教育委員会に照会を行いました。その結果、医師の診断書を必須としている市町は19市町、必須としていない市町は14市町となりました。診断書を必須としている市町の見解として、児童の入級にあたり、客観的かつ総合的な判断を行うための資料として、医学的見地に基づく見解を求めているといったものが多く挙がりました。併せて、市町の就学支援委員会に配置する専門職の状況を確認しました。こちらに関しては、市町によってバラツキがあり、発達障害の専門医師を配置している市町は11市町に留まり、心理士についても16市町という結果でした。この辺りも就学時の医師の診断書の要否に影響を与えている可能性が考えられると思っております。今回は、現状把握の報告に留めておりますが、今後、この照会結果を基に、県教育委員会や関係機関とともに、医療機関の負担軽減に資することが出来る方法について検討してまいりたいと思います。

続きまして、お手元の資料39ページを御覧ください。発達障害児者支援に係る主な施策の集約結果です。昨年11月の第1回協議会にて、複数の委員より改めて発達障害児者への支援にあたっては、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係分野との連携を強化することが必要との意見があったことを踏まえ、発達障害支援の課題検討の基礎資料とすること等を目的に、県の関係各課が所管する発達障害児者支援に係る主な施策について照会を行いました。対象事業については、網羅的に事業を把握するため、発達障害児者又はその疑いのある方や、支援者が利用できるサービス等とし、照会先については、平成28年度の静岡県発達障害者支援施策庁内連絡会議の構成課を元に選定したところです。照会結果は、別添資料「静岡県における発達障害児者支援に係る主な施策一覧表」の形になっております。暫定版という形ではありますが、県の関係課だけで46事業に及びました。この一覧表については本協議会での御意見を踏まえた上で、関係機関と情報共有し、発達障害児者支援に係る課題検討の基礎資料としていく予定です。つきましては、この一覧表に関しまして、表記ですとか活用方法など御意見等がございましたら、協議会修了後、事務局宛にお寄せいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

く髙貝委員長>

御報告ありがとうございます。今いただいた報告に関しまして、委員の皆様から御意見あるいは御質問がございましたらお願いいたします。

<津田委員>

多岐にわたるので、どうするかというのは難しいのですが、37ページに地域の社会資源ということが整理されていますが、例えば生活介護はありますが、就労継続支援やA型就労支援事業所などといった、事業によって整理しているものと整理していないものがあるように思われますが、この辺の分けについて意味があるかどうか。それから親の会でも話しているのですが、あるかどうかという意味ではこれだけあるということになるのですが、あるのだけれども自分の子どもに対応できないなど、施設の中身についてもどう検討するかについて必要なことだと感じましたので、今後の中で検討いただけるとありがたいかなと思います。

<事務局>

ありがとうございます。調査をかけた事業所につきましては、発達障害者支援センターとともに決めさせていただきましたので、今後、この一覧にない他の事業所の種類についてもセンターと調整して、調査をかけられたらと思っております。また、中身についても、この場で直ぐにということは難しいのですが、質の部分を高めていけるように県として出来ることを検討して参りたいと思います。

<岡田委員>

2点質問させてください。1点目は県の事業の集約をありがとうございました。大変分かり易くまとまっていると思いました。その上で、県で防災関係のことを色々とやられていると思います。福祉避難所や被災した方への情報提供など、ここに要支援者ということで発達障害や自閉症の方、知的障害の方が入ってくるかと思います。是非そのあたりを、事業になっているかは分かりませんが、事業集約に加えていただければと思いました。

あと1点。医療機関の診断書のところです。法的なことをお伺いしたいのですが、例えば

保護者に自費で診断書作成をお願いしていることについて、法的に問題があるのかないのか。例えば保護者が拒否したとしたら、支障があるのかどうか分かる範囲で教えていただけるとありがたいと思いました。今の質問は、もし行政側が、本当は絶対に必要ではないのにあえて求めるとしたら、これは行政側の予算で対応すべき話ではないのかというのが質問の主旨です。

<事務局>

御質問ありがとうございます。1点目につきましては、今回照会をかける対象に、災害の 視点が抜けておりましたので、県の中でも発達障害に限らず障害をお持ちの方への防災の施 策もありますので、集約の中で、災害に関するものについても入れていきたいと思います。

また、診断書の件について保護者に自費でということが良いか悪いかの答えを持ち合わせ ておりませんので、その辺は確認させていただきたいと思います。教育委員会にも確認しな がら、法的なところもありますので、どこに聞けばよいのかも含めて検討させていただけれ ばと思います。

く髙貝委員長>

ありがとうございます。このほか御意見御質問ございませんでしょうか。それでは、議論 は尽きないところですがお時間がありますので、次の議題に入りたいと思います。報告事項 の4番目、その他の事業報告について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

事務局の前田と申します。よろしくお願いします。40ページを御覧ください。発達障害児者支援関連事業報告でございます。こちらは、本課で所管している発達障害児者支援事業の一覧となっております。令和4年度の事業に関しましては、感染症拡大防止のため、令和3年度から引き続きWEB会議方式を採用するなどの工夫をした上で、研修会や協議会の開催を行って参りました。表中の上から2段目「東部地区における陪席研修」、一つ飛びまして「自閉症支援講座」、「トレーニングセミナー」「ペアレントメンター養成等」「ピアサポート支援者養成」につきましては、令和3年度に事業再編しまして、現行の形では2年目の

展開になりますが、受託先である両発達障害者支援センターの御協力の元、安定した運営が実現出来ております。来年度の予算は、本年度と同額ですが、表中太枠部分にありますように、本課と発達障害者支援センター、発達障害者支援コーディネーターを基本の構成員とする連絡協議会を新たに設置し、関係機関の連携強化や発達障害児者支援施策の具体的な検討を進めて参りたいと思っております。今後も本県の発達障害児者支援施策に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、41ページの上段、発達障害医療福祉教育連携ネットワーク会議を御覧ください。こちらは、発達障害の早期発見・早期療育の体制や、関係分野の連携強化を図るため、 駿東田方圏域のうち、田方地区をモデルとして令和元年度に立ち上げた会議体となります。 昨年度の会議においては、主に教育分野に係る現状報告や、先ほど御報告しました就学時の 医師の診断書の取り扱いについて議題としたこともあり、今年度につきましては、福祉分野 の現状報告と、東部地域の中枢医療機関である伊豆医療福祉センターの取組を中心に意見交 換を行ったところです。今後も関係分野同士の連携促進の場としていくとともに、東部地域 の現状や課題に目を向けつつ、就学時の医師の診断書の取り扱い等のように、この会議をき っかけに全件的な取組へと発展させられるものについて模索して参りたいと思います。

続きまして下段の2023世界自閉症啓発デー等に向けた主な取組を御覧ください。毎年4月2日の世界自閉症啓発デーとして、4月2日から8日までの発達障害啓発週間に併せまして、県内各地で自閉症をはじめとする発達障害に対する理解・啓発活動を実施しております。今年度につきましても、該当期間を中心として、各市町や関係機関において啓発活動の実施を予定しております。資料には関係機関の主な取組を掲載しましたので、御覧いただければと思います。委員の皆様におかれましても、各所属における啓発活動への御協力について御配慮いただければと思います。事務局からは以上になります。

<髙貝委員長>

ありがとうございました。今いただいた報告につきまして、お時間が限られて申し訳ございませんが、委員の皆様から御意見御質問があればお願いします。

<津田委員>

触れていただいたので宣伝になって申し訳ございませんが、今触れていただいた中の県自 閉症協会の取組として、グランシップにおきまして、3月26日になりますが、午前中は本田 秀夫先生をお招きしまして講演会、午後はここにいらっしゃる岡田先生や森下課長さん、高 木さん等関係する多くの方に御協力いただきまして、自閉症の支援について勉強したいと思 います。まだ申込可能でございますので、皆様のところで関心がある方がいれば是非御紹介 いただければと思います。以上です。

く髙貝委員長>

ありがとうございます。静岡県自閉症協会主催で静岡県が後援している催しですので、よ ろしくお願いいたします。この他いかがでしょうか。

それではこれで本日の議事は全て終了しましたので、この後の進行は事務局にお返しいた します。

<事務局>

高貝委員長、委員の皆様、ありがとうございました。最後に事務局から3点御連絡がございます。1点目ですが本日時間の都合で十分に御意見を伺うことが出来なかったところもあろうかと思います。御意見等ありましたら、申し訳ございませんが障害福祉課あてメールにて送付いただきますようお願いいたします。2点目ですが、会議の冒頭でお話させていただいたところですが、本会議の議事録や資料につきましてはホームページで公開いたします。つきましては議事録案を事務局で作成次第、委員の皆様に内容確認についてメールで御依頼差し上げますので御承知おきください。3点目は来年度の協議会についてです。来年度も年2回の開催を予定しております。来年度の第1回目では先ほど事務局からお伝えしましたように、今年度同様に委員の皆様から提示いただいた課題に対する協議の場としたいと思いますのでよろしくお願いします。それではこれで本日の協議を終了します。ありがとうございました。